省令第十七条第一項の許可証の書換え交付の申請	一件につき	八百五十円
省令第十八条の許可証の再交付の申請		
省令第二十七条第四号（省令第二十八条において準用する場合及び省令第五十九条において適用する場合を含む。）の規定による漁獲物又はその製品の転載の許可の申請	総トン数二十トン未満の船舶一隻につき	二千二百円
	総トン数二十トン以上百トン未満の船舶一隻につき	三千三百円
	総トン数百トン以上の船舶一隻につき	四千四百五十円
省令第四十五条第一項の規定による鯨体処理場の使用又はその変更の許可の申請	総トン数二十トン未満の船舶一隻につき	二千二百円
	総トン数二十トン以上の船舶一隻につき	三千三百円
（削る。）		
（削る。）		
省令第四十七条の規定による漁獲物又はその製品の輸送の許可の申請	船舶一隻につき	四千四百五十円
（削る。）		
（削る。）		

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「省令」という。）第十一条第一項の許可証の書換え交付の申請	一件につき	七百二十円
省令第十二条の許可証の再交付の申請		
省令第二十九条第四号（省令第三十条において準用する場合及び省令第五十九条（省令第六十二条において準用する場合を含む。）において適用する場合を含む。）の規定による漁獲物又はその製品の転載の許可の申請	総トン数二十トン未満の船舶一隻につき	千八百五十円
	総トン数二十トン以上百トン未満の船舶一隻につき	二千八百円
	総トン数百トン以上の船舶一隻につき	三千七百五十円
（新設）		
法第五十八条の二第三項第二号の規定による農林水産大臣の認定の申請	船舶一隻につき	三千七百五十円
省令第二十六条の規定による母船の製造設備（母船式捕鯨業にあつては、鯨体処理設備を含む。）又は冷蔵設備の改造又は撤去の許可の申請		
省令第二十七条の規定による漁獲物又はその製品の輸送の許可の申請		
省令第三十七条第一項の規定による鯨体処理場の使用又はその変更の許可の申請		
省令第四十四条第一項の規定による鯨体処理場の使用又はその変更の許可の申請	総トン数二十トン未満の船舶一隻につき	千八百五十円
	総トン数二十トン以上の船舶一隻につき	二千八百円
省令第五十七条第三項の規定による大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての申請	総トン数百トン未満の船舶一隻につき	二千八百円
	総トン数百トン以上の船舶一隻につき	三千七百五十円
省令第五十七条第四項の規定による船舶別の年間の漁獲量の限度の変更の申請		